

反社会的勢力対策規程

一般社団法人PMI日本支部

| | |
|-----|-----------|
| 改定日 | 2025年7月4日 |
|-----|-----------|

目 次

| | | |
|------|-------------|---|
| 第1条 | 目的 | 1 |
| 第2条 | 適用範囲 | 1 |
| 第3条 | 規程責任者 | 1 |
| 第4条 | 定義 | 1 |
| 第5条 | 基本方針 | 1 |
| 第6条 | 所管部署・責任者 | 2 |
| 第7条 | 体制 | 2 |
| 第8条 | 取引先候補の調査 | 2 |
| 第9条 | 反社会的勢力排除条項等 | 2 |
| 第10条 | 取引の禁止 | 2 |
| 第11条 | 取引先の調査 | 2 |
| 第12条 | 接触に対する対応 | 3 |
| 第13条 | 外部への支援要請・届出 | 3 |
| 第14条 | 連絡・報告等 | 3 |
| 附則 | | 3 |

反社会的勢力対策規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人PMI日本支部（以下「法人」という。）の反社会的勢力が接触を求めてきた場合の対応とその体制を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、法人のすべての役員及び職員（以下「役職員」という。）に適用する。

(規程責任者)

第3条 本規程の管理責任者は、規約改定委員長とする。

(定義)

第4条 本規程において「反社会的勢力」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団員による不当行為防止法」という。）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当行為防止法第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当行為防止法第2条第1項第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋、法人ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全、健全な会社運営等に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全、健全な会社運営等に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) その他前各号に準ずる者

(基本方針)

第5条 当社は、断固たる態度で反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除し、反社会的勢力に対して、その名目、方法の如何を問わず、一切の利益提供を行わず、そのために理事会を中心として組織的対応を行う。

- 2 役職員は、反社会的勢力又は反社会的勢力との関係が疑われる者から接触を受

けた場合、反社会的勢力との一切の関係を持つことを拒絶するとともに、直ちに理事会へ連絡する。

- 3 反社会的勢力への対応については、必要に応じ、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関の協力を要請するものとする。

(所管部署・責任者)

第6条 反社会的勢力への対応についての所管部署は事務局とし、事務局長を責任者とする。

(体制)

第7条 法人は、平時より警察等の外部専門機関との連携を心掛け、反社会的勢力に関する情報収集とその管理を行うとともに、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するための調査、反社会的勢力が接触してきた場合の対応及び役職員への教育訓練等を行うものとする。

(取引先候補の調査)

第8条 法人は、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するため、事業活動に伴う取引先の選定にあたっては、新聞、雑誌の記事、インターネット及び専門機関等の外部データベース等を積極的に活用する等して、取引先候補が反社会的勢力に該当するか否かの調査を日頃から実施し、事務局を中心として組織的対応を行う。取引先候補が第10条各号のいずれかに該当する場合には、理事会に通知するとともに、一切の関係を遮断する。

- 2 前項の調査を通じて得られた情報は、理事会が管理し、責任者の指示なく当該情報を外部に開示又は漏えいしてはならないものとする。

(反社会的勢力排除条項等)

第9条 取引に際しては、原則として、取引先との契約書その他の必要書類に反社会的勢力との関係を遮断し排除するための当法人の標準条項又は理事会が個別に承認した条項を明記するものとする。

(取引の禁止)

第10条 第8条の調査等により、取引先候補が次の各号のいずれかに該当する場合、当該取引先候補との取引は行わない。

- (1) 反社会的勢力であることが判明した場合
- (2) 反社会的勢力であると疑わしいことが判明した場合
- (3) 反社会的勢力と関係があることが判明した場合
- (4) 反社会的勢力と関係があると疑わしいことが判明した場合

(取引先の調査)

第11条 法人は、取引先が反社会的勢力に該当するか否かについて、取引開始後も定期的に調査を行うものとする。

- 2 役職員は、取引先について、前条各号のいずれとも直ちに判断できないまでも、その可能性を窺わせる情報を得た場合には、直ちに事務局に通知するとともに、調査を開始しなければならない。
- 3 取引先が前条各号のいずれかに該当することが判明した場合、直ちに事務局に通知するとともに、速やかに当該取引先との間の契約関係その他一切の関係を解消するために、合理的な範囲であらゆる手段を尽くすものとする。
- 4 第2項における調査の結果取引先が前条各号のいずれにも該当しないと判明し

た場合、又は調査を尽くしたもののそれでも取引先が前条各号のいずれかに該当するか否かについて判断できない場合のいずれの場合にも、その旨を事務局に通知する。

5 第8条第2項は本条の調査にも準用する。

(接触に対する対応)

第12条 役職員は、反社会的勢力又は反社会的勢力との関係が疑われる者から接触を受けた場合、又は不当な要求を受けた場合は、直ちに事務局に次の各号の事項を連絡し、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するための対応について、事務局の指示を仰ぐものとする。

(1) 反社会的勢力又は反社会的勢力との関係が疑われる者が個人の場合

- ① 氏名、住所、連絡先
- ② 当該個人が所属する法人・団体の名称、所在地、連絡先
- ③ 接触の理由、要求事項
- ④ その他当該反社会的勢力に関するあらゆる情報

(2) 反社会的勢力又は反社会的勢力との関係が疑われる者が法人・団体の場合

- ① 法人・団体の名称、所在地、連絡先
- ② 接触の理由、要求事項
- ③ その他当該反社会的勢力に関するあらゆる情報

(外部への支援要請・届出)

第13条 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係があると思われるものから接触を受けた場合は、必要に応じ外部専門機関又は顧問弁護士へ支援要請を行うものとする。

2 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係があると思われるものから不当に金銭その他の経済的利益を要求されたとき、又は暴力的行為を受けたときは、直ちに警察に届出るものとする。

(連絡・報告等)

第14条 本規程の定めに従い連絡・報告を受けた事務局長は、その内容の影響の程度、深刻度等に応じて、理事会への報告を検討し、報告の必要があると判断した場合は速やかに報告するものとする。

附則

本規程は、2025年8月1日から施行する。